

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施に際しての留意事項について（通達）

令和6年2月28日

宮本県安第186号、宮本地第176号、宮本刑総第200号、宮本捜一第231号
生活安全部長から県本部各部課長、県下各警察署長あて

（概要）

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の運用については、「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」（令和5年9月14日付け宮本県安第901号、宮本地第944号、宮本刑総第999号、宮本捜一第1185号）により実施しているところ、運用に当たって留意すべき事項として、

- 登録の時期等
- 所在の確認及び面談の実施方法等
- 再犯防止措置対象者に係る情報の活用
- 再犯防止措置対象者が保護観察に付されている場合における措置
- 再犯防止措置対象者が転居した場合における措置
- 再犯防止措置対象者の所在が不明となった場合の措置
- 登録の解除

等について示し、再犯防止に向けた措置が適正に行われるように指示した。